

船橋市放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市放課後ルーム条例施行規則（平成12年船橋市規則第29号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 規則第2条に定める、市長が特に必要があると認めるときとは、次の各号に掲げる日とし、その開所時間は午前8時から午後7時までとする。

- (1) 土曜日
- (2) 県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する日
- (3) 学年始め休業日 4月1日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月5日まで
- (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (7) 市立小学校が、教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ市教育委員会の承認を受けた日

(同点時の優先順位)

第3条 市長は、規則別表第2により算定した点数が同点となった場合は、次の表に基づき、優先順位の高い者から入所の可否を決定する。この場合において、複数の区分に該当するときは、最も高い区分の優先順位を適用するものとする。

優先順位	保護者等の状況等
1	児童の学年が第1学年から第3学年であり、かつ、当該学年が低い場合
2	児童の心身に障害があり、支援の必要があると市長が認めた場合
3	児童の学年が第4学年から第6学年であり、かつ、当該学年が低い場合
4	児童の家庭が母子家庭又は父子家庭の場合
5	児童の保護者が離婚調停中又は単身赴任により、配偶者と別居している場合
6	児童の兄弟姉妹が当該児童が入所を希望する放課後ルームに既に入所している場合又は既に入所が決定している場合
7	規則別表第2備考1の規定により基準となった児童の保護者（ただし、保護者が2人おり、同表により算定した2人の点数が同じ場合は両保護者）の通勤時間が片道2時間以上あると市長が認めた場合
8	児童の保護者が規則別表第2備考1の規定により基準とならなかった場合で、かつ、当該保護者の同表により算定した点数が高い場合
9	規則別表第2備考1の規定により基準とならなかった児童の保護者（ただし、保護者が2人おり、同表により算定した2人の点数が同じ場合はいずれか1人の保護者）の通勤時間が片道2時間以上あると市長が認めた場合

10	児童の保護者の勤務地から自宅までの距離（ただし、保護者が2人いる場合は、当該距離のいずれか近い方の距離）が遠い場合
----	---

2 前項の規定により入所の可否を決定するに当たって、優先順位の同じ者が複数いる場合で、かつ、当該者の全てを入所させると定員を超える場合は、当該者に係る同項の表の他の区分の優先順位の高い者から入所の可否を決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、放課後ルームの入所の可否を決定することができる。

（児童育成料の減免基準）

第4条 規則第11条各号に該当する場合の減免する額は、次のとおりとする。ただし、同条第2号に該当する場合において、複数の区分に該当するときは、減免する額の大きい方を適用するものとし、同条第3号に該当する場合においては、条例第6条ただし書きに規定するおやつを提供を受けない場合の児童育成料を基礎として算定するものとする。

区 分		減免する額
第1号に該当する場合		8,000円
第2号に該当する場合	市町村民税が非課税の世帯	8,000円
	市町村民税のうち均等割のみ課税されている世帯	6,000円
	市町村民税のうち所得割の額が10,000円未満の世帯	4,000円
	災害を事由とし、著しく所得が減少した世帯	別表第1に定める額
	失業、退職、廃業その他これらに準ずる事由により、著しく所得が減少した世帯（将来にわたり就業することが不可能であると認める場合に限る）	別表第2に定める額
第3号に該当する場合	同一の世帯から2人以上入所している場合の2人目以降の児童	最も学年が低い児童を基準として、2人目は2分の1の額、3人目以降は10分の9の額
第4号に該当する場合		市長が必要があると認める額

2 前項の表に規定する市町村民税について、4月分から8月分までの児童育成料については前年度分、9月分から3月分までの児童育成料については当該年度分をそれぞれ算定対象とする。また、税の更生請求、修正申告、世帯状況の変更等により児童育成料に変更があった場合は、当該更生請求、修正申告、世帯状況の変更等を市長が確認した日の属する年度分の児童育成料についてのみ差額を還付し、又は徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱第3条の規定は、平成29年4月1日以後の放課後ルームの入所について適用し、同日前の放課後ルームの入所については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱第3条の規定は、令和3年4月1日以後の放課後ルームの入所について適用し、同日前の放課後ルームの入所については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱第4条の規定は、令和5年4月1日以後の児童育成料の算定について適用し、同日前の児童育成料の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項 災害を事由とし、著しく所得が減少した世帯）

減免事由が発生した前年分所得	減少割合	30%以上
250万円以下		8,000円
500万円以下		8,000円
750万円以下		4,000円

別表第2（第4条第1項 失業、退職、廃業その他これらに準ずる事由により、著しく所得が減少した世帯）

減免事由が発生した前年分所得	減少割合	30%以上
250万円以下		8,000円
500万円以下		4,000円
750万円以下		4,000円

備考

「減少割合」とは、当該世帯の前年分所得から減免事由が発生した日の属する月の翌月から起算して1年間における当該世帯の所得の見込額を減じ、当該世帯の前年分所得で除した割合をいう。ただし、減免事由が発生した年度の翌年度以降に減免を受けようとする者については、減免事由が発生した前年分の当該世帯の所得から、減免を受けようとする年度の初日の属する年中の当該世帯の所得の見込額を減じ、減免事由が発生した前年分の当該世帯の所得で除した割合をいう。